

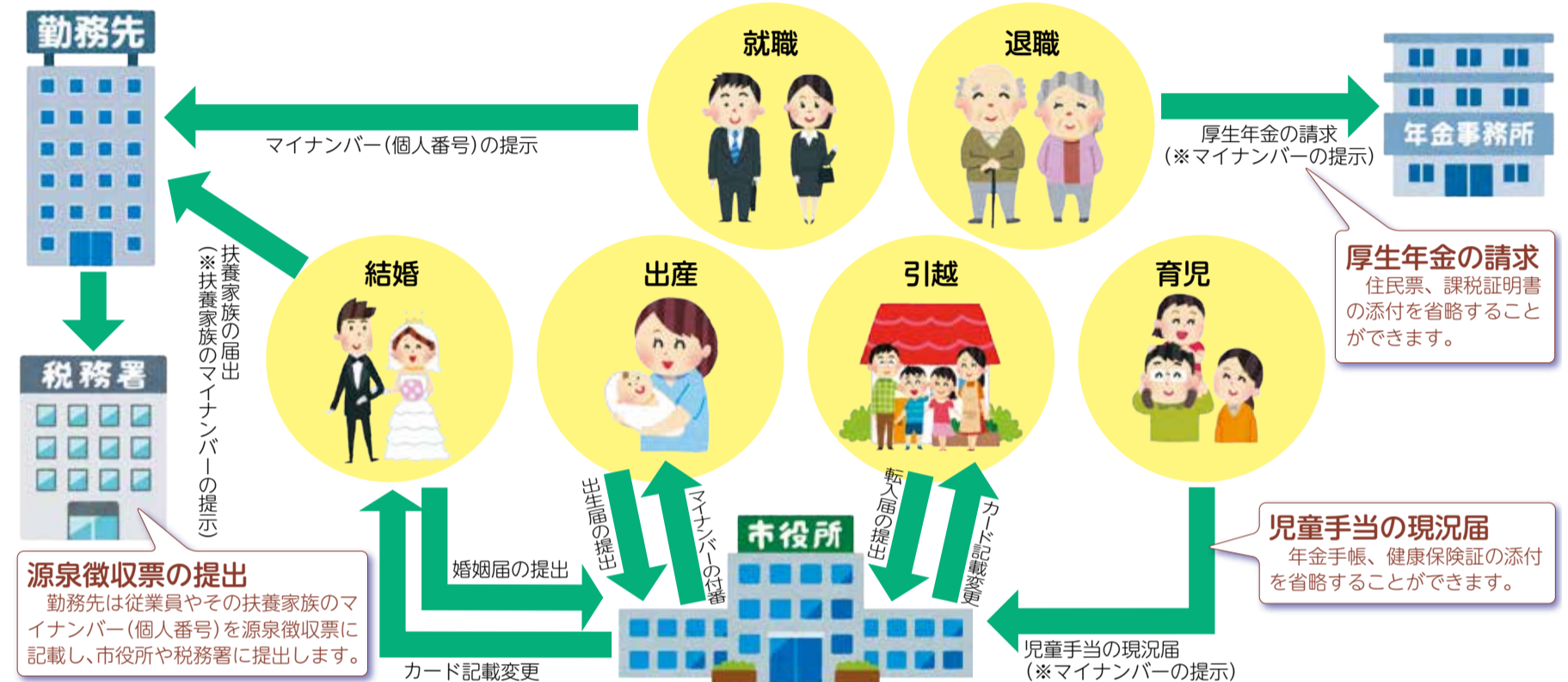


## マイナンバー制度が始まります

マイナンバー(個人番号)とは国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。平成27年10月以降、通知カードを交付し、皆さん一人ひとりの独自のマイナンバー(個人番号)が通知され、平成28年1月からは、希望者には個人番号カードの交付が始まります。今後、皆さんが行うさまざまな手続きでマイナンバー(個人番号)が必要になります。住所などが変わっても変わらない、生涯使い続ける番号です。番号および番号の記載されたカードの取り扱いには注意が必要です。

### あなたの暮らしとマイナンバー(個人番号)の利用

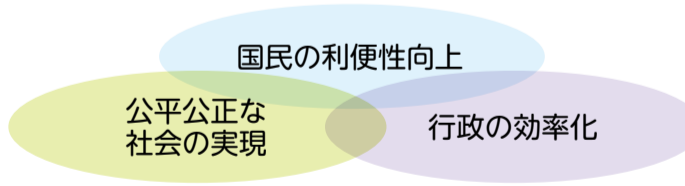
暮らしのさまざまな場面で利用されます。



ポイント	<p><b>手続きが簡易になる</b> 「厚生年金の請求」などの際に住民票や課税証明書などの添付書類を省略することができます。添付書類となる証明などを発行するために役所などに行っていた手間も省くことができます。</p>	<p><b>勤務先にマイナンバー(個人番号)を提示する</b> 皆さんの勤務先の各企業は税関係の書類(源泉徴収票、給与支払報告書など)や健康保険・厚生年金関係の書類(健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届など)にマイナンバー(個人番号)を記載して役所などに提出するため、勤務先にマイナンバー(個人番号)を提示する必要があります。提出にあたっては、勤務先からの指示に従ってください。</p>	<p><b>カード記載事項の変更は市役所で</b> 住所や氏の変更など、通知カードや個人番号カードの変更が必要な場合は、各種届(婚姻届や転入届)の申請時に市役所へカードを提示して、変更の手続きを行ってください。</p>
	<p><b>マイナンバー(個人番号)は生涯にわたって利用します</b> 住所が変わっても、マイナンバー(個人番号)は原則変わりません。大切にしてください。また、通知カードや個人番号カードもマイナンバー(個人番号)が記載された大切なカードです。なくさないように保管してください。</p>		

### マイナンバー制度のメリット

マイナンバー制度は各機関が管理する個人情報について、同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤となります。各種手続きの際に必要な本人確認のための書類が不要になることにより、手続きが簡易になり、利用者の利便性の向上と行政の効率化を実現します。また、税の過少申告や社会保障の不正受給などを防止することで公平公正な社会の実現につなげます。



### マイナンバーの利用分野

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野のうち法律や条例で定められた手続きでのみ利用され、そのほかの事務で利用することは厳格に禁止されています。

武蔵野市の実施する事務	<b>社会保障</b>	国民健康保険、介護保険、児童手当、児童扶養手当、国民年金、後期高齢者医療、健康増進法に基づく事務、母子保健法に基づく事務、予防接種、障害者自立支援、生活保護、保育及び子育て支援、各種住宅への入居等、就学援助、知的障害者福祉法に関する事務、高齢者の措置に関する事務、中国残留邦人等支援給付等の支給、母子または父子及び寡婦に対する資金の貸付、障害児通所給付費の支給等、身体障害者手帳の交付、特別児童扶養手当、母子家庭等及び寡婦日常生活支援事業、母子家庭等及び寡婦自立支援給付金、助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施、身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供等、特別障害者手当等、難病医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、精神障害者福祉手帳の交付
	<b>税</b>	個人住民税の賦課、地方税の収納管理・滞納整理、固定資産税・都市計画税の賦課、軽自動車税の賦課
	<b>災害対策</b>	被災者台帳の作成



マイナンバー制度の導入スケジュール

**平成27年 10月** マイナンバーの通知

- 住民票を有する全ての方にマイナンバー(12桁の番号)が付番されます。
- 付番されたマイナンバーをお知らせするため「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」を世帯ごとに住民票に登録されている住所宛に簡易書留(転送不要)で郵送します。

**Q** 通知カードって何?

**A** マイナンバー(個人番号)、氏名、住所、性別、生年月日などが記載された紙製のカードです。マイナンバー制度開始後、各種手続きの際の「番号確認」に利用できます。顔写真が記載されていないため、「本人確認」のためには、別途運転免許証などが必要になります。なお、個人番号カードに準ずる扱いとすることから、住所変更などがあった場合には市役所で通知カードの記載事項変更を行う必要があります。



**Q** 通知カードと個人番号カードを取得するには

**A** 通知カードは、平成27年10月以降、住民票を持つすべての方へ住民登録の住所に簡易書留(転送不要)で郵送されます。お住まいの住所と住民票と異なる方は、通知を確実に受け取るよう、お早めに住民票の異動を届出てください。個人番号カードは、通知カードに同封された申請書に写真を添えて(データ送付可)郵送後、平成28年1月以降に市役所の窓口で本人確認などのうえ、通知カード・住民基本台帳カードと引き換えに交付されます。どちらのカードも初回の交付は無料です。

**平成28年 1月** 個人番号カードの交付 税・社会保障・災害対策の手続きで利用開始

- マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用します。
- 希望者には、個人番号カード(顔写真付きのICカード)が交付されます。初回の交付手数料は無料です。

**Q** 個人番号カードって何?

**A** 個人番号カードは、マイナンバー制度開始後、各種手続きの際に必要な「本人確認」と「番号確認」を行うために有効なカードです。表面に氏名、住所、生年月日、顔写真など、裏面に個人番号が記載されています。最も偽造されにくく高いセキュリティを確保できるICチップを搭載しており、e-Taxをはじめとした各種の電子申請や平成29年1月から導入予定の「マイナポータル」へのアクセスにおいて、電子的な本人確認を行うことができます。なお、カードに登録されるのは券面に記載されたものに限られ、所得などの情報は記録されません。 ※通知カード・住民基本台帳カードと重複して持つことはできません。



**Q** 個人番号カードや通知カードをなくした場合には

**A** 国の指定機関が、24時間365日体制で連絡を受け付け、一時停止措置などの対応を行うことができるコールセンターを開設予定です。また、個人番号カード・通知カードともに再交付の申請をすることができます(再交付には手数料がかかります)。なお、通知カードをなくした場合に、再交付を経ずに個人番号カードの交付を受けることも可能です。

**平成29年 7月** 情報提供記録開示システム(マイナポータル)の開始(29年1月) 地方公共団体などの情報連携の開始

**Q** マイナポータルって何?

**A** 平成29年以降、行政機関がマイナンバーの付いた自分の個人情報を照会・提供した記録などを、自宅のパソコンなどから確認できるシステムが国により整備されます。主な機能としては「情報提供記録表示」、「自己情報表示」、「お知らせ情報表示」の予定です。



**情報提供等記録表示**  
自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認

**自己情報表示**  
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認

**お知らせ情報表示**  
一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示

**Q** 地方公共団体の情報連携って何をどのように行うの?

**A** 市の事務を行う際に、他の地方公共団体や行政機関との間で、個人情報の照会・提供を行うことで、同一人の情報であることの確認ができるようになります。例えば、該当となる手続きにおいては、申請などを受け付けた際に、添付書類によって確認をしていた事項が、情報連携によって確認できるようになり、申請を行う際に必要だった添付書類が不要になります。また、市もより正確な情報に基づいて、適正かつ効率よく事務を行うことができるようになります。

**注意** 通知カードは住所地へ送られます!!

「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」は原則として、住民票に登録されている住所に簡易書留(転送不要)で郵送します。引っ越しなどで住所を異動した方は、必ず住所変更の届出をしてください。

**注意** 次の方は居所情報の登録申請が必要です!!

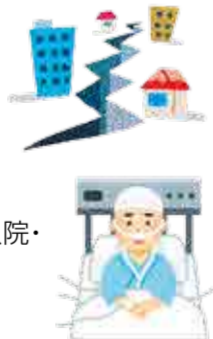
やむを得ない理由により、住民登録地の住所以外の住所地へ避難などをしていて、住民登録地で通知カードを受け取ることができない方は**居所情報の登録申請を住民登録地市町村に行く**ことで居所にて通知カードを受け取ることができます。



**申請期間** 平成27年8月24日～9月25日(必着)

**対象となる方**

- (1) 東日本大震災により被災し、住民登録地以外の地へ避難している方
- (2) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為など、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者で、住民登録地以外の地へ移動している方
- (3) 10月5日以降、医療機関・施設などへの長期の入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住民登録地に誰も居住していない方



**申請の方法**

居所情報登録申請書、(A) 居所情報登録を行う者の本人確認書類・(B) 居所情報登録を行う者が居所に居住することを証する書類をあわせて、住所地市区町村の通知カード担当課へ郵送または持参してください。

**申請・問合せ**

住民登録地市区町村の通知カード担当課  
 ※武蔵野市に住民登録がある方は**市民課**☎60-1839(9月2日まで)  
 武蔵野市マイナンバー専用電話☎0570-001-634(9月3日から)

※ご不明な点があれば、住民登録地の市区町村の通知カード担当課へご確認ください。

詳細の確認はコチラ

武蔵野市ホームページ

<http://www.city.musashino.lg.jp/todokede/21902/021935.html>

**注意** 現在、住民基本台帳カードおよび電子証明書をお持ちの皆さまへ

マイナンバー制度の開始に伴い、平成27年12月末をもって住民基本台帳カードおよび住民基本台帳カードに格納する公的個人認証サービスの電子証明書の交付は終了となり、これらの機能は個人番号カードに代替されます。なお、すでにお持ちの住民基本台帳カードや電子証明書は有効期限まで利用できますが、28年1月以降に交付される個人番号カードおよび新しい公的個人認証サービスの電子証明書は、制度上、即日の交付ができず、また、初回交付には時間がかかることが予想されるため、e-Taxを利用される予定で確定申告を控えている時期に電子証明書の有効期限を迎える方はご注意ください。

各種カードの交付期限などについて

カードの種類	申請場所	交付場所	交付期限				備考
			10月5日	12月22日	12月28日	平成28年1月1日	
住民基本台帳カード	市民課 各市政センター	市民課 各市政センター (※申請した場所)	平成27年12月28日に交付終了				交付終了前までに交付したカードは有効期限まで使用できます。
電子証明書	住民基本台帳カードのICチップ内に格納	市民課	平成27年12月22日に交付終了				交付終了前までに交付した電子証明書は有効期限まで使用できます。
市民証明書カード(印鑑登録証)	市民課 各市政センター	市民課 各市政センター (※申請した場所)	平成28年以降も新規の発行、継続での使用ができます。				
通知カード		全住民に簡易書留で郵送される。	平成27年10月5日以降、各世帯に郵送されます。				
個人番号カード	郵送・スマートフォン・パソコンで申請	市役所西棟1階臨時窓口	平成28年1月以降、申請した希望者に交付。				通知カードに同封されている申請書でお申し込みください。

\*通知カード・住民基本台帳カードと個人番号カードは重複して所持できません。  
 \*すでに発行済みの住民基本台帳カード・電子証明書は有効期限まで使用できます。次回更新時には個人番号カードに切り替えになります。



## マイナンバーを安全に運用していきます

成りすましや、個人情報漏洩などの対策はどうなのか。安全面に関するよくある質問にお答えします。

- Q** よく「あらゆる個人情報を一元管理する」といわれますが、どのような管理体制となるのですか？
- A** 情報の管理にあたっては、今まで各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理し、必要な情報を必要な時だけやりとりする「**分散管理**」の仕組みを採用しています。特定の機関に個人のデータを集約したデータベースを構築することなく、そこから個人情報がまとめて漏れるようなことがない仕組みがとられています。
- Q** 自分のマイナンバー(個人番号)を取り扱う際に気を付けることは何ですか？
- A** マイナンバーは、生涯にわたって利用する番号なので、忘失したり、漏えいしたりしないように大切に保管してください。法律や条例で決められている社会保障、税、災害対策の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみに**マイナンバーを他人に教えない**ようにしてください。ほかの手続きのパスワードなどにマイナンバーを使うことも避けてください。また、個人番号カードをご利用の場合はICカードの暗証番号の取扱いにも注意してください。

- Q** 個人番号カードのICチップから情報が筒抜けになることはありませんか？
- A** 個人番号カードのICチップに入る情報は、券面に記載されている情報や**公的個人認証の電子証明書等に限定**されています。税や年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されませんので、それらの情報はカードからは判明しません。
- Q** 海外のように、成りすましが多発することはないのですか？
- A** 海外の成りすましの事案は、番号のみでの本人確認や、番号に利用制限がなかったことなどが影響したと考えられます。それらの事例を踏まえ、日本の制度では、**厳格な本人確認の義務付けや、利用範囲の法律での限定**などの措置を講じています。
- Q** 他人のマイナンバー(個人番号)を収集してはいけないのですか？
- A** 社会保障、税、災害対策の手続きに必要な場合など、**番号法第19条**で定められている場合を除き、他人(自己と同一の世帯に属さない者)のマイナンバーの提供を求めたり、他人のマイナンバーを含む特定個人情報を収集し、保管したりすることは、**本人の同意があっても禁止**されています。違反した場合には罰則が適用される可能性があります。
- Q** 医療(病歴、投薬)情報まで筒抜けになってしまうのではないですか？
- A** 個人番号は**法律や条例で定めた事務以外での利用は厳格に制限**されています。現時点で、病歴などの医療情報は番号制度の対象に入っていません。

## 情報セキュリティを高める安全・安心な仕組みづくり

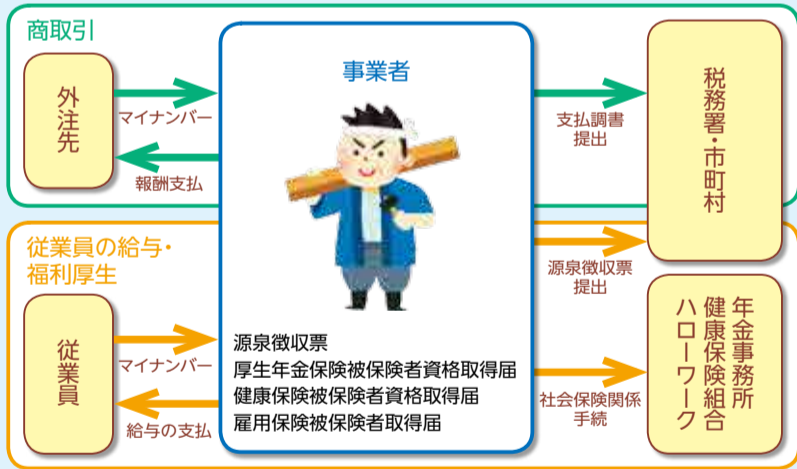
個人情報漏洩などの想定されるあらゆるリスクに対して、制度上とシステム上で幾重にもなる対策を取っています。

<p><b>利用・提供・収集の制限</b> 目的外での、特定個人情報の利用、法などに定められていない特定個人情報の提供、不必要な特定個人情報の収集は行いません。</p>	<p><b>個人情報は分散管理</b> 一元管理しないことで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。</p>	<p><b>成りすまし防止</b> 行政手続きなどで、マイナンバーのみの本人確認は行いません。</p>	<p><b>システムへのアクセス制限</b> 各機関で情報連携を行う際は、接続できる人を制限します。通信の暗号化も行います。</p>	<p><b>特定個人情報保護評価</b> 自治体などがマイナンバーのシステム開発や改修を行う前に実施し、想定されるリスクに対する対策を講じます。</p>
<p><b>監査の実施</b> 特定個人情報の利用事務において、不適切な事務が実施されていないかを監査します。</p>	<p><b>アクセス記録の確認</b> 自宅のパソコンで、自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できます。</p>	<p><b>第三者機関の新設</b> 制度の運用を厳しく監視する、特定個人情報保護委員会が国により設置されました。</p>	<p><b>罰則の強化</b> マイナンバーの漏えいや目的外収集には刑事罰の対象となります。</p>	<p><b>アクセスログチェック</b> 職員が市のシステムで個人情報を含む画面で作業した自らの記録を確認し、不適切な利用を抑制します。</p> <p><b>市独自</b></p>

\* 特定個人情報とは、マイナンバーとマイナンバーをその内容に含む個人情報のこと。

## 注意 事業者にもマイナンバーは関わります

従業員のマイナンバーを取得し、税務署などに提出する書類に記載するなど、事業者もマイナンバーを取り扱う機会が発生します。



事業者が注意すべき点		
取得	利用目的の明示	法律の範囲内で利用目的を特定し、明示する必要があります。
	取得時の本人確認は厳格に	成りすましなどを防止するために、厳格な確認が必要です。
利用提供	社会保障・税に関する手続き書類に従業員などのマイナンバーを記載して提出	利用目的以外の利用・提供はできません。社員番号などに個人番号を利用することはできません。
保管廃棄	不要になったマイナンバーの廃棄	必要がある場合だけ保管可能です。不要になったら速やかに廃棄・削除しなければいけません。
安全管理措置	担当者の明確化	担当者以外マイナンバーを取り扱わないように取扱責任者などを明確にしましょう。
	適切な教育	従業員に対する教育・研修を実施し、事故の発生を防ぎましょう。
	物理的な安全管理	鍵付きの棚に保管するなどの紛失予防措置を行いましょう。

「目的外の収集を防ぐための対策」や「収集した個人番号を漏えいしないための対策」などを準備する必要があります。

詳細の確認はコチラ [国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm](https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)

## マイナンバーについて詳しくは

全国共通ナビダイヤル **0570-20-0178**

※一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は、050-3816-9405におかけください。  
 ※ナビダイヤルは通話料がかかります。  
 ※外国語対応(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)は0570-20-0291におかけください

**武蔵野市の広報**

武蔵野市マイナンバー専用電話 **0570-001-634** \*9月3日から開設 \*受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日を除く)

武蔵野市公式ホームページ

[http://www.city.musashino.lg.jp/sesaku\\_keikaku/soumubu/019514.html](http://www.city.musashino.lg.jp/sesaku_keikaku/soumubu/019514.html)

《開設時間》 9月30日まで 午前9時30分～午後5時30分(土・日曜、祝日を除く)  
 10月1日～平成28年3月31日  
 (平日) 午前9時30分～午後8時  
 (土・日曜、祝日) 午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

<http://www.gov-online.go.jp>

[http://twitter.com/MyNumber\\_PR](http://twitter.com/MyNumber_PR)